

序

関西学院大学災害復興制度研究所は、被災者生活再建支援法が平成19年（2007年）11月8日と9日における衆参両院の付帯決議により、平成23年度（2011年度）に見直しも含めて総合的な検討が加えられることから、2010年8月から年末にかけ、全都道府県と全政令指定都市を対象に見直しに伴う意向調査を実施した。併せて災害復興時の財源についても調査研究を進めるため、今回は復興基金の認識度や義援金の使途・配分方法などについても尋ねた。

支援法にからむ自治体調査は2005年、2008年に続いて3度目となる。2005年の調査については、『被災自治体における上乗せ・横出し・独自支援についての報告』と題して調査結果とともに論考を刊行しており、今回の『被災者支援に関する都道府県・政令市意向調査結果に関する報告～被災者生活再建支援法2011年度見直しに向けて～』はその続編となる。

2007年の改正で所得・年齢制限が撤廃されたことから、今後は急速に基金残高が減っていくことへの対応、首都直下地震や東海・東南海・南海地震など巨大災害への対応、長期避難中の生活支援や地域を支える地場産業などへの対応、震災障害者や域外避難者らこれまでの支援策から取り残されてきた被災者への対応など今後の課題となる。

とりわけ高齢化時代を迎え、自力再建が難しいフロー所得の乏しい世帯の支援など財源の確保が大きな問題となってくる。これらの諸課題に都道府県がどう対処しようとしているのかを探った。

今回はとくに基金に拠出していない市町村についても考えを聞く方針でいたが、全市町村調査は時間もかかることから、とりあえず政令指定都市を調査対象とした。もっとも基金に直接かかわらない政令市からは、戸惑いや疑問の声も寄せられ、回答率も芳しくなかった。しかし、超党派の「自然災害から国民を守る国会議員の会」が当初、検討していた持ち家層が掛け金を積み立て、発災時に支援金を支給する住宅共済制度から、公費による現行方式へ劇的な転換を図ったのは、2000年10月、全国市長会と全国町村会が反対の意思を表明したからにほかならない。だが、いまや目をおおうばかりの財政難時代だ。基礎自治体も国や都道府県にのみまかせるのではなく、いまこそ被災からの再生支援に向けて、叡智を絞らなければいけない。現に能登半島地震では石川県輪島市長が、全国市町村によるファンドを提案した。

わが国では、備荒貯蓄としての屯倉をもって備えることが、すでに律令国家以前から存したと指摘されており、江戸期には飢饉に際して諸侯士流への貸金、御領蝗害地への救恤、米銭義捐貸与の勧誘等や義倉米、救小屋の設置、囲碁などさまざまな制度が考えられてきた。高齢化時代の災害多発時代を迎え、「いざ」のときに備える制度・社会システムの構築にわれわれは全知をもって望まなければならない。

<追 記>

報告集の印刷段階に入って、M9.0という巨大地震「東北地方太平洋沖地震」が発生した。3月11日現在、被害の全容は明らかになっていないが、多くの方が犠牲となられたことに、まず心からお見舞いを申し上げたい。と同時に巨大災害が発生した場合、被災者生活再建支援基金が破綻するのではないかという恐れが早くも現実のものになろうとしている。阪神・淡路大震災のあと、私たちが口すっぱく訴えてきた災害弔慰金の改正や災害ファンドの用意、生業・事業支援など、何一つ実現されていない中、今後、首都直下地震や東海・東南海・南海地震など広域巨大災害が次から次とやってくる。いまこそ各政党は政局に明け暮れるのではなく、腰を据えて省庁の枠を超えた災害法体系の構築や財源の準備を急ぐべきだろう。